

(マンローマン)

作つた。これがつまり満洲重工業開發會社で、會社設立と同時に、満洲重工業開發管理法を設定、このもとに保護、監督せしむることになつた。

◇：満業の資本金は四億五千萬圓(舊日産、満洲國折半出資)で鐵鋼業、輕金屬工業、自動車、飛行機の製造工業、石炭をはじめ各種の鑛業を統轄的に經營せしむるものである。

### 満洲國國幣

(マンシウコクコクヘイ)

◇：満洲國では大同元年(昭和七年)七月一日満洲中央銀行を創設すると同時に從來種々雑多の通貨が流通してゐたのを統一するため新幣制に基き同行に國幣發行の特權を與へ

た。國幣の單位は純銀二十三グラム九一としてこれを圓と唱へ、その十分の一を角、百分の一を分、千分の一を厘といふ。

◇：通貨の種類は紙幣に百圓、十圓、五圓、一圓、五角の五種。其他に一角及び五分の白銅貨と一分及び五厘の青銅貨がある。

◇：日本の金本位も満洲國の銀本位も停止されてゐるので日本圓と國幣圓との間はたえず動搖してゐたが日滿爲替協定によつてパー維持が決定、實行され光榮ある圓ブロックの一環となつてゐる。

### 満洲國の石油專賣

(マンシウコクノセキユセンバイ)

◇：満洲國の石油專

賣制度は條約違反行爲だと、英米諸國から幾度か日本政府に抗議を申込んだが、帝國政府は「それは満洲國の内政問題」だとばかりいつも一蹴しつひに外國會社の引あげとなつた。

◇：さて問題の專賣制であるが、この法律は康徳元年十一月十四日に公布されたものでその目的は揮發油、燈油、輕油、重油、ベンゾール並びに代用燃料油を満洲國政府の專賣とするにあり、その製造、輸入及び輸出は政府の許可を受けたものでなければ出來ないことになつてゐる。

◇：政府はその許可を得て製造又は輸入した石油類を買入れ政府自らこれを需要者に拂ひ下げるか或は政府指定の賣捌人に販賣させる

(マンローマン)

更に政府が必要と認める時には石油賣捌人に對し一定數量の貯藏を命ずる事が出来る。

◇：この法律と關聯して大同三年二月二十一日に満洲石油株式會社法が公布されその結果満洲石油株式會社が設立された。この會社は石油の採掘、精製、賣買の事業を行ひ國內の石油資源の確保需給の調整をはかるのが目的、従つて政府はこの會社に對し石油買付、指定價格による政府納入、貯藏等を命じ得ることとなつてゐる。つまりこの會社は政府の石油政策の實行機關なのである。

### 滿鐵中間配當

(マンテツチユウカシハイタク)

◇：普通の事業會社では決算が一年二期に分



れてゐる、従つて株式配當は年二回行はれる譯であるが満鐵の決算は毎年一回で三月末に行はれることになつてゐるから正規の配當は年一回の筈であるが、満鐵では中間配當と稱して九月末までの事業成績から割出して豫想配當の半分を十二月に配當することになつてゐる。

◇：これは満鐵に關する勅令第十一條の二篇即ち『會社が一年ヲ營業年度ト定ムル場合ニ於テ當該營業年度ノ利益配當ヲ確實ニ爲シ得ベキ見込アルトキハ其ノ營業年度經過前一回ヲ限り一定ノ時期ニ於テ政府以外ノ株主ニ對シ其ノ拂込金額ニ見込配當率ノ半ヲ乘ジタル金額ヲ分配スルコトヲ得但シ其ノ分配金額ハ

前營業年度繰越金額以内タルコトヲ要ス』といふ規定に基くのであつて、これは年末資金を欲する株主の便宜を考慮した規定である。  
◇：右規定によれば決算前にその年の豫想配當率の半分を配當する事が出来ることになつてをりこれに基いて近年は八分配當を持續してゐるので三分の中間配當が行はれてゐる。  
◇：こゝで一應の問題になるのは満鐵の中間配當が三分に定まつたといふことは同年を通じて満鐵の普通配當は年六分に定まつたことを意味するのであるが満鐵ではこのほかに第二配當と稱して二分の配當を行つてゐる。これは民間出資に對し六分の配當を行ひ政府出資に對し四分四厘三毛の配當をしてなほ利益

がある場合に第二配當を行ふので結局實際は八分配當といふことになる。つまり中間配當の三分は普通配當の半額を意味してゐるのである。

### 見返り擔保

(ミカヘリタンボ)

◇：見返り擔保とは日本銀行で手形の割引きをするときに擔保として添付せしむる物件である。元來日本銀行は貸出を流動的ならしむることを確實ならしむるために日本銀行條例によつて嚴重な規定がある。即ち政府發行の手形であるとか、確實な商業手形、擔保付とすれば公債、一流證券等を原則とする。

◇：ところが實際問題としてはかういふ貸出

だけでは範圍が局限されるので以前から株券等を擔保に貸出しをやつてゐる。日本銀行の營業としては正式のものではなく假りの擔保といふところから見返り擔保といつたものらしい。  
◇：見返り擔保とすることが出来る品種は以前(明治卅年頃)には公開したこともあるが今は一切秘密となつてゐる。堅實なる株券や社債は大抵見返り擔保品たり得る。尤も株券は拂込済のものではなくてはならない。見返り擔保品の範圍は同行の重役會において決定される。

### 無爲替輸出

(ムカハセユシユツ)

◇：投機思惑に基く



不健全な外國爲替の賣買や貿易を禁ずるために政府は爲替管理法を制定した。

◇：そしてこの爲替管理法の目的を達成するための一手段として、政府はこれによつて無爲替輸出に許可制度を採用することとした。

◇：外國爲替相場が下り坂で先行き一層低落を豫想されるやうな場合には本來輸出と同時に振出す等の輸出爲替手形を振出さずに對手國輸入商に宛て品物を輸出し爲替銀行の手を經ずに直接その輸入商から代金を外貨で受取りこれを海外市場で適當に運用し時機をはかつて内地に送金するか乃至は輸入する資源とすることがその貿易商にとつて非常に有利である。これが無爲替輸出であつて多くは貿易

商の本支店間、代理店、特約店等の間で行はれるのであるが、それ以外で一時的に行はれる場合もある。

◇：この無爲替輸出は爲替相場の低落を見越した一種の思惑でもあり、また金の代りに品物で海外に資金を送り出す結果ともなる。金の輸出禁止令下においてこれが無制限に行はれるとすれば爲替相場は不當に下落し爲替管理法の趣旨にも反することとなるから、政府はこれを制限せんとするのであり、今では國際收入の適合が喧しくなつてゐるので殆ど禁止されてゐる。

### 銘柄取引

(メイガラトリヒキ)

◇：われ／＼が煙草

屋で「朝日」なり「敷島」なりを買ふやうにその品物を名指して賣つたり買つたりするのが銘柄取引で、株式市場における取引は全部この銘柄取引である。たとへば甲が乙から鐘紡の親株(舊株)を買ふ契約をしたとすれば乙は甲に鐘紡の親株を引渡さなければならぬ。同じ鐘紡に親株と新株があるやうに多くの會社の株式は發行時期と拂込金額の相違することによつて新舊二つの株式にわかれてゐるが同じ會社の株式であるからといつて、この銘柄取引には親株の代りに新株を、また新株の代りに親株を受渡しの際に用ひる事は出来ない

◇：また公債にも三分半利付、四分利付、四分半利付、五分利付と利率に關する限り同一

(メイメン)

のものもあるが發行時期、償還期限の異なるにつれて利廻りが違つてゐるので、一回四分利とか、或ひは償還期限をそのままよんで廿八年五分利とかに分類しこれが一つの銘柄としてその名稱によつて賣買され、やはり契約銘柄以外のものでは受渡しをすることが出来ぬことになつてゐる。

◇：概してこの銘柄取引は紡績株とか、銀行株とかその事業や會社の成績により選擇して投資や投機取引の行はれる證券市場や、取引所外における普通の商品取引に限られて行はれてゐる。

### 棉花取引單位

(メンクワトリヒキ)

タンキ)



(メンーメン)

◇：棉花の取引単位は普通俵 (Bale) であるが棉花の種類に従つて同じ一俵でもその内容は著しく異なる。現在米棉は一俵三七五斤 (五〇〇封度) 印棉は三〇〇斤 (四〇〇封度) エジプト棉は五五〇斤 (七五〇封度) にそれ〴〵換算されるが支那棉に至ると更に複雑である。

◇：同じ一俵でも鐵卷 (三五〇斤) 半締 (二〇〇斤) 中袋 (二二〇斤) 小袋 (六〇斤) の四種があり原料として見ても米、印、エジプト棉が紡績に使用されるに對し支那棉の多くは蒲團綿に使用されてゐる。これ以外のいはゆる雜棉の單位に關してはブラジル棉、ペルー棉は米棉同様、朝鮮棉は印棉なみである。

の聯合會は加工綿布或は雜綿布と稱する大量生産に適せぬ綿布の生産者の大同團結である。年廿七億平方ヤードに上るわが綿布輸出の約六割はこの組合員の手で織られ各組合の検査を通過したものである。

◇：聯合會は縞三綾、綿ネル、綿縮、綿サロンの各品種並に染色加工について生産の統制を行つてゐる。各品種別に商議員會が設けられ、需給状況に應じて毎月の生産總數量を豫め定めこれを各組合に割當て、組合は各機業家に割當てるのである。この生産統制は、共同販賣と相俟つて、供給過剩及びこれに伴ふ市價崩落を防ぐ上に大いに貢獻して來た。

(メンーメン)

◇：次に相場の單位は内地では米、印棉ともに百斤で米棉標準品はストリクト・ミドリング、印棉は標準品アコカンである、ニューヨークでは一ポンドが單位、ボンペーは單位一キアンデー (正味七八四封度) である。

### 綿工聯

(メンコウレン)

◇：日本綿織物工業組合聯合會の略稱である。この團體は全國各機業地の中小機業家の組織する綿織物工業組合の中央團體で所屬團體數は聯合會一、工業組合百卅三、組合員約一萬、その織機約四十萬臺といふ大きなものである。

◇：紡績聯合會が綿絲、生地綿布、晒綿布の生産者たる紡績會社の聯合團體である如くこ

### 綿絲取引單位

(メンシトリヒキダシキ)

◇：綿絲の梱 (Bale) といふのは普通四百ポンド (三百斤) の包装をいふのであるが、この中には四十玉が入つてゐる。玉 (Bunde) は紐 (Hulk) を十づつ括つたものである。ほかに廿玉包装の梱もある。

◇：かつて清算取引の單位は名古屋は五梱でこれを一枚と呼び、東京と大阪は十梱であるが前者はこれを十枚と呼び後者は一枚といつてゐた。相場の呼値は四十五入の一梱であり東京杉之森市場の綿絲相場が二百圓であるといへば、標準品たる赤富士左撚廿番手一梱の値段を指してゐたものであるが、棉花綿絲



(メンーメン)

とも公定價格制がとられるやうになつてからこの清算取引は全くその必要がなくなり自然消滅となつた。

◇：現物取引では普通四十玉入り一梱のことを一駄といひ一俵、二俵といふ場合は普通小俵即ち廿玉入り一梱をさしてゐる。機屋が問屋から綿絲を買ふ時には別に數量の制限なく一俵でも二俵でもまた十把(十玉)でも五把(五玉)でもいゝやうである。機屋にすれば一梱千圓もするガス絲など不況の際には十把位しか買へぬ事が往々あつたが、今では切符制ですべてが取引されるやうになつてゐる。

り合せたものならば卅二番手三子撚り、六十番手二本撚りならば六十番手双子撚りといふ風にこれと呼んでゐるが、六十番手双子撚りならば實際上その太さは卅番手と大差ないわけである。

◇：大陸式番手は主としてフランスで用ひられ長さ千メートル、重量五百グラムのものを一番手としてをり、これは英國式番手の一・一八に當るので、大陸式番手を英國式に換算するには英式に一・一八を掛ければよく、反對に大陸式を一・一八で割れば英式の番手が出て来る。

### 綿絲生産調節

(メンシセイサンテ  
ウセツ)

(メンーメン)

### 綿絲の番手

(メンシノパンチ)

◇：綿絲の太さは番手をもつて表されてゐる。番手には英國式と大陸式とあり、英國式は一総(絲長八百四十ヤード)で目方一ポンド(約百廿匁)のものを一番手と稱し、絲が細くなる程一ポンドの目方に含まれる総の数が多くなり、従つてまた番手数が多くなつて行く。即ち百番手の綿絲といへば一ポンドの中に百総即ち八萬四千ヤードの絲長があるといつた具合である。

◇：また同じ番手の絲にも双子撚り、三子撚りといふのがあるが、この場合はその絲を構成する單絲の番手によつて卅二番手三本を撚り、

◇：昭和十二年末までは紡績聯合會の發表する紡績操短率によつてその都度綿絲生産制限が行はれてゐたが、十三年一月よりはこれに代り新に綿絲生産調節が行はれてゐる。すなはち支那事變のため棉花輸入量が激減して各紡績會社の生産障害甚だしく、これに對處する新生産制限方法として綿絲生産割當制が實施されるに至つたのである。

◇：綿絲生産割當は紡聯内に新設された統制委員會の手によつて行はれ、嚴重なる生産調節規定によつて勵行されてをり、規定に反し統制を紊したる場合は操業比率を減少せしむる罰則がある。しかして生産割當方法は先づ各社の錘數並びに紡錘種別に操業比率を定



め、これを基準として運轉可能延錘数を算出し、更にこの錘数と一錘當り綿糸出來高との積によつて各社別の生産基準量を計算する。しかして統制委員會が決定する毎月の綿糸生産總數量をこの各社別生産基準量に按分して各社割當數量が決定されるのである。

◇：なほ増錘に關しては昭和十一年十二月末日の据付錘数を基準として増錘可能の範圍をそれ〴〵定め生産調節の萬全を期してゐる。

### 穀共同貯蔵 助成法

(モミキヨウドウチ  
ヨザウジヨセイハ  
フ)

◇：米穀對策調査會で成案を得た米穀根本對策の一つで、六十九議會で協賛を得、昭和十

一年五月廿八日から施行された。穀の共同貯蔵は昭和五年、八年の大豐作に對してもこれを奨勵し出廻り調節に相當の効果を收めたがこれを恒久的施設とし、併せて凶作に對する備荒貯蓄の制度としようといふのが本法の趣旨である。

◇：内容は頗る簡單なもので(一)政府は産業組合、農會、農事實行組合、市町村等の團體が米穀の出廻り數量の調節又は備荒貯蓄の目的を以て穀を貯蔵するときは之を助成するため貯蔵團體に對し金利及び保管料に相當する政府所有米を交付すること(二)助成米の數量は毎年卅萬石を超えるを得ぬこと(三)政府は本法に基く命令に違反したる團體に對

しその交付を受けたる米穀の價額に相當する金額の全部または一部の返還を命じ得ること(四)本法による助成米交付に關する一切の歳入歳出は米穀需給調節特別會計に屬せしむ。

◇：なほ貯蔵穀の解除は米價が標準最低價格より一割以上値上りして政府より解除の許可のあつた場合に限り、その他は解除出來ないことになつてゐる。

### 木炭需給調節 特別會計法

(モクタンジュキフ  
テウセツトクベツク  
ライケイハフ)

◇：昭和十四年多來の木炭飢饉に對處するため政府自ら木炭の買入、受渡を行ひ需給の調

節を計るため、第七十五議會の協賛を経て施行されたのが本法である。

◇：本法の内容は政府は木炭の需給圓滑を期するため一定數量を保有し毎年需要期(十月以降三月まで)に主要消費地に拂下げる、政府の保有數量は約一億九千二百萬貫であるが、これは東京、大阪、神戸、横濱、京都、名古屋の六大都市をはじめ全國十三大都市における一般家庭用木炭の全消費數量に該當する、右の木炭買入に必要な資金は約一億三百五十萬圓(木炭公定價格貫當五十錢として算出)であるが、特別會計の据置運轉資金として百萬圓を一般會計より繰入れることとする。



◇：木炭の買入及び賣渡方法については大體現存の諸機構を適宜に運用して行く方針である。即ち買入に當つては産業組合、木炭商同業組合等の現取引系統を利用し、消費地への賣渡は卸商、小賣商に對し卸、小賣の口錢率を見込んで公定價格で賣渡すので所謂闇取引はこれによつて一應抑制されるわけである。

◇：なほ政府の保有數量約二億萬貫は昭和十五年度の増産分に相當するのであるが、勞力、資材等の不足はかなり深刻なものがあつて、この増産分を確保し得るか否かは今後の需給關係に關聯して注目すべき問題とされてゐる。

### ヤ行

#### 闇取引

(ヤミトリヒキ)

◇：支那事變勃發以來わが國重要物資の或る種のもの急激な需要増加によつて供給の不圓滑を來たし價格もこれに伴つて暴騰を見るに至つたため價格の公定および使用の制限、製造の禁止が斷行されるやうになつた。

◇：然るに無自覺なる商人はこれらの諸規定に反してひそかに公定價格を超えた不當なる價格、いはゆる闇相場をもつて取引をなし或はまた禁止品もしくは制限品を制限を超えて賣買取引を行ふものが現れて來た、これらの

諸規定に反した取引が闇取引であつて何れも經濟警察の手によつて處罰された。

◇：この種の闇取引は當初は製造禁止、使用制限品などに限られてゐたのであるが高くて買手のあるにまかせて、日常生活必需品にも及び甚だ悪質のものも現れるやうになつたため取締法規の強化が叫ばれ、また罰則の適用も多くは罰金であつたものが體刑との併課が行はれるやうになつて來たがまだ根絶するに至らないのは遺憾である。

#### 有價證券移轉稅

(イウカシヨウケン イテンセイ)

◇：從來不動産の移轉に對しては登録稅を賦課してゐたが、有價證券の移轉には課稅しな

(ユウーユウ)

かつた關係から、昭和十二年四月一日實施となつた有價證券移轉稅によつて動産と不動産との間における負擔の不均衡を是正した。

◇：本稅の對象となる有價證券といふのは國債、地方債、社債、産業債券、商工債券、株券及び外國または外國法人の發行するこれらの性質を有する證券である。課稅の範圍は有價證券の賣買、交換、贈與、遺贈その他の原因による所有權の移轉のあらゆる場合を含んでゐる、ところが取引所取引員または現物商の委託による賣買の場合はこれらの仲介機關には課稅しない、従つて納稅義務者は有價證券の取得者で株式の移轉の場合は名義書換へのみならず、移轉の都度課稅される。



◇：税率は左の通り、第一種 有價證券仲買人を買受人とする買買取引による移轉、國債(取得價額)萬分の一其他の有價證券萬分の一、第二種 第一種以外の移轉、甲取引所の實物市場における賣買取引に因る移轉、國債、(取得價額)萬分の二其他の有價證券萬分の四、乙、其他、國債(取得價格)萬分の四其他の有價證券萬分の一

◇：但し次の場合には免税する、(一) 産業組合及びその他の公益法人の取得、(二) 一年内の期限で發行する國債、及び地方債、勸業債券など額面廿圓以下のもの、取得、(三) 相續、法人の合併または保險會社が保險契約を全部包括して他の保險會社に移轉する場合の有價

證券の移轉、(四) 日本銀行を賣買の當事者とする國債の移轉、なほ國債、地方債、社債の全部または一部の引受並に下引受をしたものからその引受けた有價證券を他に賣渡しても發行の日から一年以内は課税されない。がしかし大體は一年以内に賣渡を完了するので、それでも残り一年以上経過した場合は課税される。

### 輸出補償法

(ユシユツホシヤウ  
ハフ)

◇：輸出貿易の振興を圖る建前から政府は爲替銀行と包括的の補償契約をなし、輸出業者に貿易金融の便を講じてゐる。これが輸出補償法で昭和五年八月以來實施されてゐるが第

七十議會で改正され、十二年六月一日よりその施行を見た。

◇：輸出補償法の骨子は毎年政府が爲替銀行と包括的の補償契約をなし、その銀行が指定地域向の輸出手形を買取つて、そのために損失を生じた場合には政府が議會の協賛を経た金額の範圍内で補償するといふのである。補償の方法には荷爲替手形に關するものと約束手形に關するものと二種あつて、この兩者を各々二つに分けて甲種補償、乙種補償とした。即ち甲種は實損失額に對して八割、乙種は七割を補償することになつてゐるが銀行は手形の振出人から一定の補償料をとつて補償手形を買取るのである。

### 輸出入品等 臨時措置法

(ユシユツニフヒン  
トウ、リンシソチハ  
フ)

◇：昭和十二年に臨時議會の協賛を経てその年の九月九日に公布されたいはゆる戰時立法の一つで詳しくいへば「輸出入品等に關する臨時措置に關する法律」である。この法律の主要條文は第一條の「政府は支那事變に關聯して國民經濟の運行を確保するため特に必要ありと認める場合は物品を指定して輸入制限または禁止をすることができること」及び第二條の「輸入の制限その他の事由によつて需給關係の調整を必要とする物品について政府は當該物品を原料とする製品の製造に關し必



要な事項を命じたり制限したりすることもできるし、また当該物品またはこれを原料とする製品の配給、譲渡、使用または消費についても必要な命令をだす事が出来ること」といふ點である。

◇：このやうにこの法律は非常に廣い權限を政府に與へることを規定してあるが具體的にはこの法律を發動するにはそれに基づいて商工省令を出さなければならぬ。

今まで出た省令をあげるならば、輸入の制限、禁止及び輸出の禁止を規定した臨時輸入許可規則、三月毎に重要物資のストックを調べる重要物資在庫數量調査規則をはじめ羊毛製品綿製品にステープル・ファイバーの混

用を強制した規則、鐵、白金、銅等の使用をそれ〴〵制限した規則等がある。  
更にこの法律に基いて重要物資の需給調整協議會を設立し得るやう第七十三議會に改正案が提出可決され、すでに纖維等にはこれが設立を見てゐる。

### 有限會社

ユージェンクワイシヤ

◇：現在經濟界において最も活動してゐる企業組織は株式會社であるが、株式會社の株主は有限責任であつて廣範圍に過ぎるため株主間の聯絡が少く且つ自由に株式が賣買され株主が常に移動してその弊害も少くない。

◇：そのため昭和十三年三月ドイツ法による

有限責任會社、英、佛國法による私會社から範をとり、小資本、小人數、小規模の企業に適するものとして有限會社法の制定を見たものである。

◇：本法による會社とは、いはゆる商法上の會社ではないが、實質的には會社と何等異なるところがなく、社員はすべて有限責任社員、社員數は原則として五十人以下とし、裁判所の許可を得れば五十人以上でもよいことになつてゐる。

◇：資本の最低限度は一萬圓、拂込現物出資は一時提供として分割拂を認めない、出資一口の金額は百圓以上とし商號中に有限會社なる文字を記することを定めてゐる。

◇：またこの會社は監査役を置くか置かないかは自由であるが、社員の持分の譲渡については社員總會の決議が必要で、持分に對して指圖式又は無記名の證券を發行することは出来ぬことなどが規定されてゐる。

◇：大體この有限會社は中小企業者が一體となつて一つの組織體をつくり得る途を開いたもので、この有限會社の普及はそれだけ轉換期における中小企業者の更生に資するわけである。

### 羊毛競市

(ヤウモウセリイチ)

◇：世界主要羊毛競市即ち競賣市場は濠洲、ニュージールランド、南阿聯邦三ヶ所であるが、最も盛んな市場は



その産毛高三百萬俵(一俵は脂毛三百卅乃至三百五十封度)に及び全世界産毛の三割を占める濠洲である。そして濠洲に産する羊毛は殆んどシドニー、メルボルン、ブリスベイン、アデレード等の市場に出廻り競賣される。

◇：競市は毎年八月末から翌五月頃まで剪毛期の早い地方より順次に開かれ、毎週月曜より木曜までの四日間行はれる。羊毛見本の下見をしてから競賣の行はれる羊毛取引所に臨む。呼價は一封度建て四分の一ペニー刻みに競合ふのである。競市一日の出品数は、大體一萬俵から一萬三、四千俵である。しかし第二次歐洲戰の勃發と共に濠洲政府は羊毛の管理制を布いたので、現在競市は行はれてゐない。

◇：濠洲羊毛買付の第一位は英國でわが國これに次ぎ、全産毛高の二割を買付けてゐた。わが羊毛工業者は自ら買付をせず、日本羊毛輸入同業會を組織する三井物産、三菱商事、兼松商店、高島屋飯田、日本棉花、大倉商事、岩井商店の七社が買付に當つてゐたが、日濠通商戰以來わが國の羊毛分散買付主義と爲替管理で買付高は減少して來たし更に支那事變以來國內向製品には使用制限が行はれたので、いよ／＼輸入量は減じてゐる。

### 羊毛取引單位

(ヤウモウトリヒキ  
タンキ)

◇：我國の羊毛買付高は一ヶ年約七十五萬俵

(昭和十二年)に及んだことがあり、この九割は濠洲から仰いでゐたが羊毛國策確立上濠洲羊毛だけでは心細いとし二、三年前から南阿、南米羊毛の分割買付が行はれてゐる。

◇：濠洲羊毛、南阿羊毛とも相場單位は一封度で取引單位はいづれも俵だが、一俵の中味は濠洲は洗毛が二〇〇—二五〇封度、脂毛は三三〇—三五〇封度、南阿羊毛は洗毛が二〇〇封度、脂毛は三五〇封度、南米は千ポンドである。

◇：支那産羊毛となるとすこし異り、相場單位はピクル(百斤)取引單位はピクル又は俵で、脂毛には一俵約二〇〇封度入りと約五〇〇封度入りの二種類がある。

(ヨウーヨウ)

◇：次に毛絲の單位は相場は封度、取引は俵(三〇〇封度)で内地相場は生地絲AG六〇燃である。羅紗、メルトンおよびモスリンは相場の方はヤードおよびメートル建、取引單位は反または箱で幅員は普通五十六インチ、一反の長さ四五—六五ヤード、一箱は普通六反入りである。

### 預金協定

(ヨキンケフテイ)

◇：普通銀行では預金の多いことをもつて第一の誇りとし預金が少いとか或は減少の傾向を示す場合に預金者に特別優遇の方法を講じ預金の吸収をはかることがあり勝ちである。

◇：こんなことはその銀行の業態を悪化せし



むるばかりでなく、他の銀行にも迷惑をおよぼすので一定地域内の一定銀行が各種銀行預金の最高利率を協定しこの利率以上では預金の取扱ひをなさぬことを申合せ、預金争奪を防ぐやうにしたのが、この預金協定で、協定に加盟してゐる銀行を預金協定加盟銀行または単に預金協定銀行といつてゐる。

◇：しかし一流銀行と二流銀行とは自から信用も異なり同一の利率によることが出来ぬのでこの間の調和をはかるために東京、大阪では大銀行は甲種、中小銀行は乙種の二つに分かれて各その協定利率を定めてゐるが甲種銀行の協定利率はいふまでもなく乙種協定利率より安くなつてゐる。

◇：またこの甲乙兩種協定銀行の外に貯蓄銀行がある。これは普通銀行とは取扱ふ預金の性質を異にするものがあつて、別に貯蓄銀行だけで貯金利子を協定實行してゐる。

### 預金手形

(ヨキンテガタ)

◇：手形法の手形とは小切手、約束手形及び爲替手形の三種であるが、東京手形交換所が毎月一回發表する交換手形の種別を見ると、以上の外に預金手形と雜類及びコール手形とを加へてゐる。

◇：この預金手形は法律的には純然たる小切手であるがこれを振出すものが銀行であり且つ自己宛手形である點普通の小切手と異なる。またこれを利用する場合が極めて局限され多

くは銀行が他銀行に對する爲替尻を埋めるため現金に代へて使用される。個人が使用する場合は極く稀れて銀行の手許現金に餘裕のない際預金者から巨額の預金引出しを要求されると、往々この自己宛小切手を振り出し現金の拂出しに代へることがある。

◇：また預金者が特に現金の引出しを希望せず現金の代りに銀行の自己宛小切手の振出しを要求することもある。交換所が小切手の中からこの預金手形を分類するのは社員銀行の報告によるのである。

### 預金部

(ヨキンブ)

◇：大藏省の預金部といへば曾ては伏魔殿の別名でもあるかの

やうにいはれたものであつた。それも尤もな話で預金部の金は、以前には大藏大臣の考へ一つで、どんなところへでも運用出来たために、政黨の喰物にされたり、政商救済につきこまれたりして亂脈の限りを極め、今日に至つても尙ほ元金はおろか、利子までもとれないので、國民に迷惑をかけてゐるものが、相當あるやうな有様である。

◇：元々預金部の金といふのは大藏大臣がこれを管理するものではあるけれどもその金の本體は郵便貯金で全國の中産以下の階級の人々の零細な資金によつて形成されてゐる。それだけにその運用には公正が期せられなければならぬ筈のもので、大正十四年濱口藏相の



(ヨキ—ヨキ)

ときに、「預金部資金運用規則」が發布され官民合同の運用委員会の審議を経なければ資金の運用が出来ないやうにしてしまった。

◇：尙ほその後昭和三年には「預金部地方資金貸付規定」を設け、地方の庶民階級から吸収した金を再び庶民階級に對する金融に利用するやうに、漸く正しい運用を行ふやうになつた。昭和十五年七月現在では九十三億の巨大な資産を懐いてゐる國營の大金融機關預金部である。今でも預金部の名で通つてゐるが昭和十二年機構擴大で格上げし名稱も「預金部資金局」と變更した。

## 預金利率

(ヨキンリツ)

◇：銀行の預金利率

は各地それ／＼の協定加盟銀行、組合銀行、銀行團、銀行會、銀行同盟會、協定組合、銀行組合、協定組合銀行、同盟銀行會等各銀行團の協定によつて定められ區々である。その協定利率にも公表率と實行率と勉強率とがあつて公表率即實行率のところもあり實行率が公表率以下または以上となつてゐるものもある。

◇：東京では東京預金利子協定加盟銀行同貯蓄銀行の協定によつて現在の公表率並に實行率は甲種銀行(昭和十一年四月十日實施)定期預金年三分三厘以下、當座及内國爲替預金日歩一厘以下、特別當座預金日歩五厘以下、通知及別段預金日歩六厘以下、乙種銀行(昭和

十一年四月十日實施)定期預金年三分五厘以下、當座及内國爲替預金日歩二厘以下、特別

當座預金日歩六厘以下、通知及別段預金日歩七厘以下となつて居り、また貯蓄銀行の預金は甲種銀行並みの年三分三厘以下、普通貯金日歩六厘以下、年三分以下、据置貯金年三分三厘以下となつてゐる。

◇：勉強率は主に定期預金に適用されるもので東京、大阪その他大都市では行はれないがその他の地方では公表率よりも一厘乃至二厘程度を引上げてよいといふ勉強率を認めてをり、また所によつて三ヶ月以上六ヶ月未満の定期預金を預かるものもあつてこれは勉強率だけで公表率はない。

(ヨキ—ヨサ)

## 豫算案編成

(ヨサンアンヘンセイ)

◇：秋風が吹きそめると財政記事が新聞紙面に賑つて来る。次年度豫算編成期に入るからである。

◇：毎年六月初め大蔵大臣が明年度豫算編成方針といふものを閣議に出して承認を求め一般會計の豫算は七月末、特別會計は八月末までに明年度歳出概算書といふのを各省から大藏省主計局に提出するが、各省とも「俺の方は本年度よりこれだけふせせ」「イヤ自分の方は是非これだけ増してもらはねばならぬ」とばかり遠慮なくかつぎ込むので新規要求は莫大な數字になる。主計局では一應各省の説



明を聞いた上九月頃から査定を開始する。

◇：一方明年度歳入豫算の方は八月末までの租税収入其他の成績により最初大體の見積りを立て、これと歳出豫算の總額とつき合せなるべく均衡を得るやう歳出豫算に大鉞小斧を揮ふ。かくて主計局の査定案が決り各省に通告されるのがまづ十月の末。

◇：この間各大臣の「政治的交渉」があつて十一月上旬いはゆる豫算閣議となり蔵相から「次年度歳入歳出總概算書」を提出する。しかしこゝでまた閣僚から猛烈な復活要求があり、蔵相も相當これを認めなければをさまらない。かくて豫算案が實質的に決るのは、漸く十一月十日ごろ、あとは十二月廿日ごろま

で豫算書作成上の技術的手續が續けられる。

### 豫算外契約

(ヨサンクワイケイヤク)

◇：國家經費の使途は豫算により、毎年その年だけの分について議會の協賛を求めるのが原則であるが、工事製造などで將來數年に互つて完成を期すべき事業に對しては繼續豫算であらかじめ數年に互る歳出の協賛を得ることが出来る。

◇：ところが繼續費でやれぬ場合がある。例へば航路補助其他商工業獎勵のための各種補助金、特殊の會社に對する社債元利支拂保證、又は利益配當補給、損失補償の契約の如き、或は政府が翌年度以降に要する材料を年度前

に購買契約するなど、何れも政務遂行上まだ豫算の成立しない年度に對し、あらかじめ將來の歳出を來たすべき、すなはち「國庫の負擔となるべき」契約（指令又は處分等をふくむ）を必要とする。

◇：これは豫算の成立を俟つことが出来ないし、また將來の歳出が多くは「條件付」若くは金額が「不確定」なので繼續費豫算に組むことも出来ない、そこで憲法第六十二條によつて政府は「豫算外國庫の負擔となすべき契約」略して「豫算外契約」をなすことが出来るのである。但し議會に對しては豫算案と同様、各省所管別に特定の事項、金額の最高限度を明記して協賛を求めなければならぬ。

◇：この豫算外契約の増加は繼續費と並んで後年度の財政を束縛し、その弾力性を奪ふ危険が多い。

### 豫算純計

(ヨサンジュンケイ)

◇：一般會計豫算と特別會計豫算とを集計し相互の間に重複した勘定を控除してはじき出した國庫の總歳入、總歳出の概括表で、俗に純計豫算ともいふ。

◇：昭和十二年度でいふと一般會計歳出は廿八億七千二百萬圓、特別會計九十九億九千九百萬圓合せて一百廿八億七千九百萬圓といふ莫大な數字になるが、この中に例へば朝鮮特別會計に對する經費補充金のやうに先づ一般會計の歳出となり、それが朝鮮總督府の財源と



なつて、さらに朝鮮特別會計の歳出となる如く二重にも三重にも重複して計算されてゐる部分が廿六億八千七百萬圓にも達するから、これを控除すると差引百一億八千三百萬圓となる。同様歳入の方は百三億七千九百萬圓となる。これが純計である。

◇：歳計の眞の總額を明白にするため大藏省が参考に調製するものでそれ自體としては豫算ではない。

### 豫算先議權

(ヨサンセンギケン)

◇：豫算案に對し衆議院が貴族院に先立つて議定する權限をいふ。憲法第六十五條に「豫算は先に衆議院に提出すべし」と規定してあるのがそれである。

る。けだし豫算案は國民一般に負擔を及ぼしその生活に直接の關係を有するので先づ庶民公選の代議士をして審議せしめるといふ趣旨である。豫算以外の議案は兩院何れを先きにしても自由だが少くも豫算に影響を及ぼす如きものにあつては豫算に準じて衆議院にさきに提出することになつてゐる。

◇：衆議院は豫算案を受取つた日から廿一日以内に審査し貴族院に回附するが貴族院も同様廿一日内に審査しなければならぬ。以前貴族院の審査は無限であつた爲め審査を引延ばし「會期終了後による豫算不成立」などといふ事態を惹き起した。これでは折角衆議院に先議權を與へても無意味となるので昭年二年

上記の如く改正したのである。先議權の起原は英國で現在各國何れもこれに倣つてゐるが、歴史的には極めて重要な社會的意義を有してゐる。

### ラ行

### 利付手形

(リツキテガタ)

◇：外國爲替手形にしてその手形面金額が手形振出地の通貨で記載され、且つその手形の振出日から支拂日までの日數の利息を手形面記載の歩合で支拂ふことになつてゐるものを利付手形といふ。

◇：日本でいへば輸出手形の金額が邦貨で表はされてゐるもの及び輸入手形面の金額が外

貨で表はされてゐるものが即ち利付手形でこの種の手形は必ずその振出日から支拂日迄の利子を手形面記載の歩合により手形支拂人が支拂ふべき義務を負つてゐる。

◇：これに反し輸出手形面の金額が外貨で表はされてゐる場合には、爲替銀行は既に利子を含めてゐるその時の爲替相場に換算してこれを買取るから重ねて利子を取る必要がないのでこの種の手形はこれを利付手形としないのである。逆に輸出手形の金額が邦貨で記載されてゐると爲替銀行はその手形を賣りに出した輸出商に對して手形面記載の金額通り邦價で支拂ふのであるからその代り一定の利子を手形の支拂人たる外國の輸入商から受取る



ことにしなければならぬ。そこで利付手形とする必要が起るのである。

◇：現在英米からの輸入手形は大部分この利付手形で、ポンド建か然らざればドル建手形である。但し米棉の輸入手形に限つて昔から圓建手形が使用され利付ではない。日本からの輸出手形で圓建、即ち利付手形となつてゐるのは支那、南洋、インドその他未開國に對するものである。

### 利潤統制

(リジュントウセイ)

◇：利潤はコストの一部分だ、従つてこれを切下げることによつてコストを引下げ、製品の低価格維持を圖らうとするのは誰れでも考へつく事だ、然し自由

主義體制下において企業の利潤獲得は大體自由放任されてゐた。これを抑へるとなると事業經營の内容を調べ上げてからでなくてはならず、これには多くの摩擦があつてなかなか實行には移り得なかつた。そこで利潤の現れた形として配當から抑へて行く事となり會社利益配當令によつて一割以上の配當は今後は許さぬ原則を樹立し、初配當六分からの増配も一分づゝより認めぬ事とした、然しこれだけでは、眞に根本をついたものではない。◇：そこで陸軍が去る四月末『適正利潤率算定要綱』を發表、これを取あへず七月一日から軍需工業に適用する事とした、そして大藏、商工兩當局も直ちにこれに賛意を表し、一般

(四)借入金の經營資本に對する率はY%となり  
(五)經營資本に對する利益率は  
$$\frac{ZX\% + OY\% + P\% + R\%}{\text{總資本回轉率}} = A\%$$

これが適正利潤で陸軍の調辨價格は  
河論X(1+Y)となる、而して陸軍が右の方式により利潤率引下の目安は一割に置いてゐるといはれてゐる。

### リフレーション

◇：日本でも米國でもインフレーション

が色々問題となつてゐる。これは要するに世間に流通するお金が少く(デフレーションの状態)では農工商業者を初め世間一般に物價の低落と從來の借金の重みが身にこたへ

産業にもこれを及ぼす必要ありとした、従つて軍が下した號令に、他の經濟省が右に倣へて來たわけで、これからの産業經營に對する根本的基準となるものであらう。

◇：その内容は、株主資本と借入金の構成比率をXとYで表はし

一、當該業種の平均株式利廻をZ%とす

一、通常借入金利子をO%とす

一、當該業種の對總資本社内留保率をP%とす

一、税の經營資本に對する率をR%とすれば

(六)株主に對する配當の經營資本に對する率はZ%  
X%



る。そこでかゝる苦しみから脱するには通貨膨脹即ちインフレーションを行つて物價をつり上げ、借金の返済を樂にするに限るといふのである。

◇：しかしインフレも無見當にやるとインフレの尻拭ひにインフレを必要とする結果底止する所を知らぬ有様となり、往年のドイツにおける如く食事中にもどん／＼食物の値が上るといふやうな状態になる。そこでデフレの苦しみを追拂ひ、しかも極端なインフレの弊害に陥る害を防がうといふのが、リフレーション (Reflation) の主張である。

◇：この言葉は英國の經濟學者ケインズ氏の創作と傳へられる。語義は「元のやうに膨ら

せる」といふ譯であるが通貨膨脹を圖る點では實質的には一種のインフレである。たゞその程度を適度に保つていはゆるインフレに見る如き弊害を避けようといふ點で異なるのである。

### 兩建預金

(リヤウダテヨキン)

◇：定期預金(時には通知預金)の預金者が預入期間中に金の入用が出来た場合期限前に支拂を受けると今迄の利息を定期の利子よりずつと低い特別當座預金などの利率で計算されるので大部損が行く。そこでこの場合この預金を擔保に銀行から借入をする手がある。銀行としては自行の預金を擔保に貸付けるので、安全至極だから

この貸付利子は極めて安く(無論定期の利子以上だが)預金者には中途拂戻よりも利益になる。つまり貸と共に兩建になつてゐるからこれを兩建預金といふ。

◇：兩建預金は普通、(イ)定期の預入期間を大部分経過して支拂期日に接近してゐる場合(ロ)資金の必要上一時拂戻を受けてもすぐ定期預金に復歸出来る場合などに起る。従つて預金の利下げが行はれる前に舊利率で定期預金をして置いて、期末などに必要な金は預金擔保で借りて間に合はせ、定期預金にいい利息を稼がせるといふ現象が起る。

◇：いはば預金債權擔保の貸付で他行の定期預金も同様擔保となり、また信託會社の金銭

信託預金もこれに準じて擔保として取扱はれる。

### リンク制

(リンクセイ)

◇：リンク(Link)

とは英語で聯繫といふ意味の言葉で、輸出と輸入の聯繫、即ち輸出入リンク制のことである。わが國は、外國から原料や材料を輸入して、これを製品にし、一部を輸出し他を國內で消費することによつて、國としての收支の均衡を保つてゐるのであるから近來輸出が頗る振はないからといつて原料の輸入を無暗に抑へるわけにはゆかない。そこで政府は商品輸入したら、それと引替へに外國から商品輸入させるといふ方法を考へだした。これ



(リンカーン)

がリンク制である。

◇：リンクには色々の種類がある。製品を輸出したらその原料を輸入させてやるといふ個別(商品別)リンク、何でもいふから商品を輸出すれば、任意の商品を輸入させる総合リンクがあるほかに、この両リンクに共通するものとして輸入権を行使するものが個人であるか團體であるかにより個人リンク、團體リンクの二通りがある。

◇：現在は棉花(輸入)と綿製品(輸出)、羊毛と毛製品、ノイル反毛及襪襦とフェルト帽子及帽體、パルプと人絹絲布等について個別リンクが實行されてゐる。

の資金の貸付、有價證券の引受は制限してゐる。

二、法の適用をうける會社の範圍は設立、増資拂込、事業設備の新設擴張に資本金廿萬圓以上は認可又は許可を要する。

三、時局産業に對し積極的投資をなすため興業債券の發行限度を五億圓擴張して、十億圓とし同時に時局會社には株金全額拂込前の増資を認め、又拂込金額の二倍まで社債發行を認めた。

四、尤大な事變費の撒布される結果、これが吸収策として割増金付貯蓄債券の發行に關する規定を置いた。

(リンカーン)

### 臨時資金調整法

(リンジシキンテウ  
セイハフ)

◇：戦争をするには所謂軍用資材の供給を確保することが最も必要で、この爲不急不要の事業抑制の目的で、臨時資金調整法が制定され、昭和十二年九月施行、その後法の運用方針が一部改正されたが、法の内容は大體左の如くである。

一、金融機關が事業設備の新設擴張若しくは改良に資金の貸付をなし、又は有價證券の應募引受をなす場合には政府の許可を要す。その限度は一口五萬圓(最初は一萬圓であつた)である、しかし實際には金融機關や證券引受業者は自治調整を行ひ、既に三萬圓以上

### 臨時米穀配給統制規則

(リンジベイコクハ  
イキフトウセイキソク)

◇：臨時米穀配給統制規則は昭和十五年九月十日から實施された。この規則は米が生産者から消費者に流れる徑路を決めたもので、現在行はれてゐる方法に法的根據を與へたものである。

◇：即ち米の出荷は原則として産組系統を通じて政府が買上げ、消費に對する分散配給は商人團體が擔當することになり、集荷には原則として商人が携はらないこととしたのである。

◇：生産者たる農家が米を賣却出荷する場合



はすべて管内の農會が統制し賣買を斡旋することになり自由賣買を禁止する、従つて米がどの道を通つて幾何何處に流れたかといふことが明確にわかることになる。また米に對する國家管理を擴大強化するため本規則第十條は米穀を所有し又は販賣の目的をもつて占有する者に對して強制買入れをなし得ることとし、更に第七條においては大消費都市の米の配給を圓滑にするため將來農林大臣の指定地においては小賣商人の個人賣買をも禁止する旨を規定してゐる。

### 臨時工

(リンジコウ)

◆：産業資本家は自分の事業が一時的に擴大される時は必ず臨時

的に職工を増員する。それは多く熟練工ではなく、事業縮小の場合は直ちに首を切つても差支ないといふ條件のものであり、これを臨時工といふ。近年軍需インフレのお蔭で臨時工が急に増加したが、景氣の悪くなつた場合を考慮する等から一部労働關係方面からこの臨時工問題を八釜しく叫ばれたものである。  
◆：臨時工といつても正確な定義を下すわけには行かないので普通工場ではこれを期限付臨時工(定期工)と一仕事の完了を期間とする不定期工、或は日傭工、人夫など種々な短期被傭者を含んでゐる。社會局では一年未滿の短期被傭職工を全部臨時工と見て、全國の工場において調査してゐるが、その大部分が

軍需工場であるため職工數を發表せぬことになつてゐる。しかし警視廳調査の管下工場では昭和十二年十一月一日現在で五萬一千餘人あり、更に年々激増の勢である。

◆：資本家團體は臨時工の存在理由として(一)景氣の見通し難(二)仕事の性質が臨時的であること(三)解雇手當の負擔を軽減せんとすることなどを擧げてゐる。しかし根本の條件は資本家が安い賃銀で多くの勞働力を得る方法にあるともいへる。

うだ。  
第一、支那事變による戦死傷者遺家族にして農山漁村に居住する者のため從來の負債整理制度に準じその負債を處理するのを目的とする。

第二、遺家族が本制度による負債處理の進行中の負債につき辨濟をなさんとする時は、道府縣委員會の承認をうくべきこと。

第三、市町村または産業組合中央金庫は本制度による負債整理を助成するため必要ある時は遺家族または負債整理組合に對し特融をなすことを得、勸銀、農工、北海道拓殖銀行は遺家族に對し特融をなすことを得。

第四、特融をなした場合、市町村、産業組

### 臨時農村負債處理

(リンジノウソンフ  
ライシヨリ)

◆：七十三議會(昭和十三年)で成立した立法で、その要綱はか



合中央金庫または融資銀行が損失をうけた場合は損失を補償するがその割合の限度を二倍に引きあげる。

◇：この負債處理法による遺家族への融通資金の利子は四分一厘である。しかして遺家族に對し市町村、中央金庫、融資銀行がうける場合の損失については、市町村に對し融資額の十分の六以内を府縣が補償し、府縣の損失の三分の二を政府が補償し中央金庫に對しては政府は損失の十分の六以内、特融銀行に對してはその十分の四以内を補償する三段構への保険になつてゐる。

### 陸運統制令

(リクワントウセイ  
レイ)

◇：國家總動員法の規定に基き、昭和十五年一月卅一日公布された陸運統制令は、民營の陸上交通業者や荷主に對し物資輸送の圓滑を期するため法的統制を加へる目的で制定されたものである。

◇：支那事變勃發以來わが國內における物資の移動は激増した。最近では國有鐵道に對する出貨申込は、日々輸送量の二倍から時には三倍にも上るといふ盛況である。

◇：鐵道省ではこれに對し、車輛や線路の増備で輸送力の擴充をはかつたり、大量貨物の計畫的輸送、即ち能率的輸送や重要物資に對する優先的配車計畫を樹てる等、種々な方策を講じてゐるが肝腎の車輛や路線の増備は資

材の關係もあるのて一朝一夕に完成されな  
い。そこで國有鐵道は勿論のこと、その他の  
陸上交通機關及びこれ等の交通機關を利用す  
る荷主に對し物資輸送上必要な統制を加へな  
ければならない。但し國鐵は國家の輸送機關  
であつて、民營事業の統制とは自ら異つた意  
義をもつものであるから、専ら民營事業者や  
荷主を法律で統制してゆかうといふのが陸運  
統制令である。

◇：陸運統制令は全文八ヶ條で實體的規定は  
四ヶ條に過ぎない、第一條は限られた輸送力  
を輸送量に配分する場合の輸送統制と、運送  
事業者間における統制協定に關する命令を規  
定し、第二條から第五條までは一貫して軍需

(リクレーン)

品始め石炭、鑽石等の生産力擴充物資、米の  
如き生活必需品等、總動員物資の輸送確保に  
つき必要な命令事項を規定してゐるが、第二  
條に陸上運送事業者とあるのは地方鐵道、軌  
道、自動車交通事業及び小運送事業を行ふも  
のをいふのである。

### 聯 銀 券

(レンギンケン)

◇：昭和十三年三月  
開業した中國聯合準備銀行(中國聯銀の項參  
照)の發行する銀行券が聯銀券で中聯券とも  
いはれる。

◇：この聯銀券は完全な管理通貨制度であつ  
て發行準備との兌換は許されないが、しかし  
發行準備として發行高の四割以上の正金銀、



外國通貨、預金を保有すること且つ發券高の六割以下の保證準備をなす事となつてゐる。

◇：聯銀が設立され、聯銀券が發行されてから、これが北支唯一の新紙幣となり、從來の流通通貨たる法幣に代つて北支を聯銀券一色と化し、北支金融體勢が全く一元化されることとなつた。

◇：なほ聯銀に對しては日本側銀行が一億圓のクレヂットを供與してをり、日本圓と聯銀券とはパー(等價)で交換され、わが圓ブロツクの一環をなしてゐる。

### 六大銀行

(ロクダイギンカウ)

◇：英國のビツグ・

ファイヴに似てわが國でも三井、三菱、第一

安田及び住友の五大銀行をビツグ・ファイヴと稱してゐた。ところが昭和八年大阪の卅四

山口、鴻池の三銀行が合同し預金十億を擁する三和銀行が設立されて以來五大銀行は六大銀行といはれるやうになつた。日本銀行その他特殊銀行をこの大銀行中から除いてゐるのは英國のビツグ・ファイヴが發券銀行たるイングランド銀行を除いた預金銀行に限られてゐるのに眞似たからである。現在わが國の普通銀行数は三百九十五(十二年末現在)であるがこの間にあつてこれ等六大銀行が如何に大きな役割を演じてゐるかは次の事實を見れば瞭然たるものである。即ちその預金總額は昭和十二年末現在で六十五億八千百餘萬圓、

所有有價證券は廿二億五千百餘萬圓でこれを同期における全國普通銀行の預金總額に比較すると前者はその五割三分強、後者はその四割九分弱を占めてゐる。五大銀行とか六大銀行といへば世人は一概にこれ等の銀行の内容が他の大多數銀行に比し優れてゐるかのやうに考へ別格扱ひをする傾きがあるやうであるが、六大銀行以外の銀行といへども、六大銀行に劣らない立派な内容の銀行が數多くあることを忘れてはいけない。

### ロツチデール原則

(ロツチデールゲンツク)

◇：産業組合の政治

的進出が喧しく叫ばれるやうになつてから盛

(ロツチロツ)

んにこの言葉を耳にする。政治的中立はロツチデールの原則であるといつた具合に、ロツチデールは英國の一工業都市の名前で一八四四年にロツチデール純正先驅者組合 *Rockdale Society of Equitable Pioneers* なる消費組合が設立された。同じくオーエンの流を汲む協同組合はこれ以前にも試みられたが、經濟的基礎に立ち經營的に組織化したのはこの組合が最初である。

◇：この意味において消費組合運動の先驅とされてゐる。この組合の規約、綱領その他經營上の實行項目(ロツチデール・システムといはれる)に於て先驅者達が示した原則が即ちロツチデール原則といはれるものである。



(ロンドン)

◇：昭和十年秋ロンドンで開かれた国際協同組合聯盟大會では(一)組合員加入脱退の自由(二)民主的統制(三)購買高に對する配當(四)出資金の利息の制限(五)政治的及び宗教的中立(六)現金賣却(七)教育の増進の七原則から成るものとしてゐる。

## ロンドン 銀塊取引

(ロンドンギンクワ  
イトリヒキ)

◇：世界銀相場の標準はロンドン銀塊相場であるが一九三五年五月一日からこれと並んでロンドン金物取引所においても銀塊の定期取引が開始された。有名なロンドン銀塊相場は毎日午後一時四十五分(土曜日は午前十一時卅分)銀塊仲買商四

軒の代表者がロスチャイルド商會に會合し各自の賣買受注高を持寄つて當日の相場を決定してゐるが、取引は現物(一週間以内受渡)及び先物(二ヶ月先受渡)に限り品位は千分の九百廿五である。

◇：金物取引所における新取引では△時間〓平日は午後一時廿分より同廿五分までと午後三時四十五分より同四時十五分までの二回、但し土曜日は午前十一時卅分より同四十五分までの一回△限月〓現物より三ヶ月先物まで各月△決済〓毎日△品位〓千分千(純銀)△單位〓五千オンスといふことになつてゐる。

◇：新取引はロスチャイルド取引の引跡を便宜にせんためと傳へられるが、ロンドン相場

の權威が永年の信用を持つロスチャイルド取引にあることはいふまでもない。なほ新取引における銀の品位は純銀であるから一オンス建にすればロスチャイルド取引より呼値は三ペンス内外高くなる。

## 勞務動員計畫

(ラウムドゥキンケ  
イクラク)

◇：近代戦争はその國の人的資源と物的資源とを總動員して戦ふ國家總力戦である。殊に支那事變においては百六十億圓を突破する臨時軍事費が物語るやうに武力戦の遂行に莫大な物資の消耗を伴ふ一大經濟戦争であると共に他方生産力の擴充や大陸開發等に必要とする資材の量もまた多額に上るのである、同時

にこれ等の生産や開發のために勞力の需要が増加することも當然である、そこで限りある人と物を最も效率的に運用する目的で設定されたのが物については物資動員計畫であり、人については勞務動員計畫である。この兩者は車の兩輪となつて結合し始めて國家總動員體制の圓滑なる運行が期し得られる。

◇：支那事變以來わが國の勞力需給は著しく不均衡となり各方面で求人難を懸へてゐる、そこで生産力を擴充し戦争目的の遂行に邁進するためには國家がこれに必要な統制を加へ勞力の需給を調整し計畫化されなければならぬ、これが勞務動員計畫である。

◇：この勞務動員計畫は昭和十四年七月四日

(ロウーロウ)



の閣議で決定発表されたが同年度の勞務動員計畫においては軍需産業、生産力擴充計畫産業及びその附帶産業、輸出及び必需品産業、運輸通信業といった時局下最も緊要な産業を對象としこれに滿洲移民等も加へ勞務者の新規需要數を男女計百十萬人と概定し、これを如何にして賄ふかに重點を置いた。

◇：かくて編成された勞務動員においては一般勞務者の勞務給源として第一に小學校の新規卒業者を挙げ、第二に物動計畫の遂行で生ずる失業者、第三に未就業者、第四に農村、第五に商業その他勞務節減可能な業務の従事者、第六に女子の無業者、第七に移住朝鮮人を挙げてゐる、技術者及び熟練勞務者につい

ては就職斡旋や技術者の能率的利用等の方策を講ずることとした、更らに必要やむを得ざる場合には徴用の手段によるのである。

### ワ行

#### ワグナー勞働法

(ワグナーラウドウハフ)

◇：米國における獨得の勞資調停を規定した法律である。全國勞働局の議長ロバート・ワグナー氏が勞働者の團體交渉權を強化するために立案した法律で、昭和十年七月五日大統領の署名を得たものである。

◇：M・R・Aが勞働者に與へた約束は(一)最高勞働時間、最低賃銀の制定と大規模な公

共事業をやつて勞働所得を増し失業者を減少すること、(二)團體交渉權を公認することであつた。ところが勞働規定である所謂N・

R・A第七條の解釋が曖昧なために争議は増し、失業者は激増したのでワグナー氏は從來強制力をもたなかつた全國勞働局に強制力を與へ、第七條の規定を明かにし御用組合を禁止しようとしてこの勞働法案を提出したのである。

◇：ワグナー勞働法の主要項目は

- 一、團體交渉の勸奨により契約の際勞資間の平等權を確立する
- 一、團體交渉の手續に明確な規定を設け紛争發生を防止する

一、勞働者の權利を明確にし法律的に何が不公正な勞働かを定む

一、資本家の御用組合(カンパニー・ユニオン)に對する干渉を防止す

一、團體交渉で組合の多數決制度を確立する

#### 灣糖積取運賃

(ワンダウツミトリワンチン)

◇：正式にいへば臺灣産糖積取運賃(高雄港積、横濱沖渡し)の協定は日本糖業聯合會が主宰する最も大きな仕事の一つである。即ち糖聯では毎期産糖協定の直後、引續きこの積取運賃の協定をするのであるが、運賃といつてもこれは砂糖生産費の大きな部分を占めるものである一方、これが近海運賃の指標をな



すものだけに、その決定には糖聯加盟各製糖會社のみならず、一般の海運界も多大の關心をよせてゐる。

◇：ところで十三年度の運賃協定は三井船船、大阪商船、近海郵船、辰馬汽船の船主側が船腹不足をたてに強硬に値上げ方を主張した、め前年度の一ピクル當り卅錢五厘から一躍跳上つて七十五錢と決定した。その差四十四錢五厘、實に二倍半の引上げである。十四、五年度糖運賃はこれと同率に据置かれたが生産諸材料の昂騰に加へて運賃がかう引上げられたことはコスト構成に大きな打撃を與へた。これ以後のコストは一圓四五十錢も騰貴してどうあつても八圓五十錢ぐらゐは

見積らねばならなくなつたわけである。まさに糖業帝國主義の一大危機といふべきであらう。

◇：しかしこの結果直ちにジャワ糖の侵入を來すものとも思はれぬが、さきに關稅付加稅撤廢のこともあり、續いて運賃の引上げである。さらに戰時財政下における稅制改革においても砂糖稅の引上げが行はれたのだ。ジャワ糖の脅威と時局の重壓に挾撃されてまさしく三すくみの境地を彷徨するものが糖界の近情である。

### 附錄 相場用語

イ、キ

煎れ(いれ) 賣方が損勘定となつた場合、見

切りをつけて買ひ戻すこと

嫌氣(いやき) 買方賣方を問はず思ふ通りの

相場が出ないため見切りをつけること

因果玉(いんぐわぎよく) 賣建買建の差別な

くその存在することによつて相場を餘分に崩すか餘分に上げるか、とにかく不健全なるもの

今挽米(いまびきまい) 扱のまま保存し置き

(イーハ)

ハ

翌年脱穀玄米としたもの

一定値段(いつていねだん) 取引所が決濟を

簡單にするために設ける帳入値段

端株(はかぶ) または端物ともいふ拾株に満

たぬもの

花形株(はながたかぶ) 投機趣味を多分にも

つてゐる株式、例へば東株、鐘紡の類

初立會(はつたちあひ) 年が新たまつてから

最初の立會

發會(はつくわい) すべて先限の新規に立會

はれる場合従つて毎月初めの立會が發會である



(二一ホ)

ハタ賣り(ハタうり) 現物を持たずに賣つた  
場合で或はカラ賣りともいふ  
ハタ埋め(ハタうめ) ハタ賣りをして不利の  
立場に陥つた時これを買戻すこと  
バイカイ 駈引上公定相場をつくる必要ある  
場合自己が賣方となりまた買方となつて相  
殺賣買を行ひ値段のみをつけること

二

覗み合ひ(にらみあひ) 賣方も買方も機會を  
狙つて手出しをせぬこと  
人氣株(にんきかぶ) 花形株に同じ  
荷造かし(にすかし) 本意は現品の手持ちを  
賣捌くことであるが、市場においては、賣

玉または買玉を減らすことをいふ  
人氣(にんき) 群衆の想像力或ひは推理力と  
でも見るべきで、形の上で現れたものは相  
場の騰落である

ホ

本直り(ほんなほり) 下げ相場が底を入れて  
上げの機運に向つた場合に用ひる  
棒立ち(ぼうだち) 棒上げともいふ、少しの  
綾もなく一本調子に上げること、その反對  
を棒下げといふ  
蓬萊米(ほうらいまい) 大正十五年四月から  
はじめてこの名で呼ばれてゐるが、實は臺  
灣産の内地種米である

偏傾(へんけい) 賣或は買の一方に人氣の傾  
くこと、賣偏傾の場合は相場安からず買偏  
傾の時は高からずと昔から相場道の憲法と  
されてゐる

ト

債括り(へうくくり) 米の買方が受米する態  
度を鮮明にした場合を債括りをするといふ  
當限(たうきり) その月中に受渡しする受渡  
期限の最も近いもの  
ドデン コチツケて「途轉」と書いてゐる、  
賣方だつたものがにはかに買越しとなるか

(ヘート)

買方だつたものが賣方に廻ること

取組高(とりくみだか) 賣買されたものがそ  
の決済をされずに取引の帳簿に記載されて  
ある建玉をいふ、賣買物件の銘柄別によつ  
て、また限月の異なるによつて個々の取組  
高があるわけである

同軸(どうざや) 限月を異にせる賣買物件の  
値段が同一であることと無軸ともいふ、ま  
た場所を異にせる市場と市場との相場が同  
一である場合にもこれを用ひる

飛臺(とびだい) 何圓何錢と中の單位の飛ん  
でゐる場合で、大阪では「メイ」と呼ぶ  
ドダ 何圓丁度何十錢丁度のこと  
解合(とけあひ) 賣方買方合意の上で賣買契



(チーヌ)

約を解消すること

飛び付き(とびつき) 高値に買ひついて行くこと

チ

提灯をつける(ちやうちんをつける) 大手筋

或は順調に立つてゐるもの、賣買する通りについて行くこと

チャブツク 高いと思つて買へば安く、安いと見て賣れば高く見當をつけ難くなること

リ

利食(りぐひ) 賣建でも買建でも利の乗つた時に手仕舞をして利益ををさめること

利乗せ(りのせ) 建玉に乗つた場合勢ひに乗

じて建玉を増加すること

利抜き(りぬき) 利食と同一であるが、建玉

を全部手仕舞せず一部を手仕舞ふこと

兩建(りやうだて) 同一物件に對して賣建と

買建とをなし高安を兩天秤にかける方法

又

抜ける(ぬける) 市場の事情が、自己の立場

に不利益を來たしさうな場合に目立たぬや

うに手仕舞をなすこと

抜解合(ぬけとけあひ) 解合と意味は同じで

あるが建玉の一部を解合ふ場合をいふ

といふ

追敷(おひじき) 追證據金ともいふ、賣買證

據金が値上がりまたは値下がりによつて消

滅したる場合に證據金を追加納入すること

を追敷に入れると稱す

落し合ひ(おとしあひ) 解合肩代りの成立し

た場合契約解除または新規引受けとなるか

らこの建玉に關係ある取引員間で互にその

建玉を處理し合ふこと

ワ

割高(わりだか) 他と比較して高過ぎる嫌ひ

あること

割安(わりやす) 割高の反對

オ、ヲ

大手筋(おほてすぢ) 常に市場において大量

の賣買をなすものをいふ

大輪(おほざや) 或る限月と他の限月との値

開きが當然開かるべき以上に擴大された場

合

押目(おしめ) なほ上進すべき相場が一時上

げ止まつて下向くこと、この下向くを狙つ

て買ふのが押目買である

親不孝相場(おやふかうさうば) 新株の相場

が親株よりも高くなつた場合に使用する語

大引(おほびけ) 午前または午後における最

終の立會、株式にあつては普通の引を大引

(オーロ)



(カーヨ)

カ

買建(かひだて) 高見越しから取引所において買付けることと取引が成立せば買建となつたわけこれを買玉とも唱へる  
 カラ買(からがひ) 品物を受取る資金も意志もなく買建てること  
 買乗せ(かひのせ) 買建のある場合見込み通り利益となつた時更に建玉を殖やすこと  
 肩代り(かたがはり) 賣建買建の差別なく他人の建玉を引き受けること  
 編み(がらみ) 内外の意、値段を示す場合にのみ使用する  
 買埋め(かひうめ) 買ひ戻すとも呼び、賣建

を手仕舞ふこと

買飽き(かひあき) 買つてはゐるもの、一向に高くならぬため、倦怠を生じて來ること、この反對を賣あきといふ  
 代引(かりびき) 短期取引はその受渡しは直接取引所で行はず代行者を設けてあるので、實株渡しの過剰を來たした場合受株を回避せる買方に代つてこの代行者が受株をすること  
 代渡し(かりわたし) 代引と反對に渡株不足の場合代行者が株を立替へて渡し直ちに短期の買方となる。(本欄短期編延料の項参照)

ヨ

弱氣(よわき) 相場を安いと見る人、單純に市場の賣方をいふ  
 弱材料(よわざいれう) 相場の昂騰を阻止するか又は崩す材料  
 横槍(よこやり) 強氣と弱氣の取つかれた時分を狙つて何れか自己の思つた方へ商機の展開をはるため乗出して來るものをいふ  
 寄付(よりつき) 前場後場を問はず各限月の最初の立會における公定相場をいふ

タ

建玉(たてぎよく) 賣り買ひとも取引所において商内の成立したものを總稱  
 盟廻し(たらひまはし) 甲店より買ひ乙店より

(ヨ一タ)

り賣るか甲店より賣り乙店より買ふかとかくその行動を一般に知らしめぬやうにする駈引をいふ  
 銷配當(たこはいたう) 略して銷配といふ、利益のない會社が利益のある如く裝うて配當すること  
 棚上げ(たなあげ) 主として商品に使用する、在荷過剰によつて市價の恢復容易ならぬ場合在荷高の或る數量を一定期間庫に入れて浮動性を除去し市價の恢復をはかることをいふ  
 叩く(たたく) 僅少の賣物でなるべく値を安くつけるやうにすること  
 大納會(おほなうくわい) 年内最終の立會納



(ターツ)

め相場ともいふ

立ち直り(たちなほり) 本直りと同意味

(直株(たてかぶ)) 株式取引において清算取  
(直米(たてまい)) 引の行はれてゐる株式、

米の場合はその標準米

大海上(だいかいじやう) 米における最も波

瀾の繁き天災期

ソ

底(そこ) 相場の最低値をいふ、その最低に

達したるを底入れまたは底済みといふ

底調べ(そこしらべ) 安値において相場のウ

ロツイであること一名底固めともいふ

即敷(そくじき) 二回以上に及ぶ追證據金で

即刻納入せねばならぬ性質から呼ばれる

ツ

強氣(つよき) 前途に高見込みを立てゝゐる

もの、市場の買方をいふ

強材料(つよざいれう) 相場の低落をはば

み、または昂騰せしむる材料

突つ張る(つゝばる) 自己の思ふがまゝに値

をつけるために剛情な商内をすること

ツケロ ツケロ賣りまたツケロ買ひの二種あ

る、すべて自己の欲する値をつけるために

自分一人が全部の相手方となる商内

突込む(つゝこむ) 飛付の反對に安値を追ひ

かけて賣ること

付け出し(つけだし) 解合肩代りの場合取引  
員間で落し合ひの出来ないものを取引所へ  
持出して處理し合ふこと

ネ

値頃(ねごろ) 主觀的の語で賣方買方各自己

の氣に在る値段とでも見るが至當であらう

値合金(ねあひきん) 單に合金ともいふ、賣

値と買値の差額をいふ

熱心筋(ねつしんすぢ) 賣方買方の別なく自

己の見込みに確信を抱いて初志をまげぬ手

合のこと

ナ

中値(なかね) 賣値と買値の中間をいひ自己  
が相手方となる場合は賣りの時は高く買ひ  
の時は安いのが普通

(中値押(なかねおし))  
(中値戻(なかねもどし))

上げ當座の値から

上げただけの半分

くらゐまで下押した場合が中値押、下げの

時はその反對の中値戻しといふ。

投げる(なげる) 買方にのみ用ひる、見込違

ひから見切りをつけて賣埋めること

中限(なかぎり) 受渡期限の最短期と最長期

の中間にあるものをいふ、株米にのみ用ひ、

受渡限月の四ヶ月以上におよぶものにあつ

ては當限と先限の外は何月限と呼んで中限

とはいはない

(ツーナ)



(ナール)

難平(ナンピン) ヨチツケて「難平」と書いてあるが賣りにも買ひにも使ふ言葉で買ひの場合には不利益なる立場にありながら買下がつて買値段の平均をはかり、賣りの場合はその反対に賣玉の値段を平均して引上げて行くことをいふ

成行(なりゆき) 値にかまはず賣りまたは買ふこととて、行き當りバツタリといった方が適切と思ふ

ラ

(亂調子(らんてうし) 亂下(らんかうげ))

全體からいへば保合ひではあるが相場の

動き方が荒いこと

ム

無難(むざや) 同難に同じ  
向ふ(むかふ) 賣方に對する買方が既に向ふといつてもよいが本當は客先の委託注文に對し取引員が相手に立つ場合をいふ

ウ

内氣配(うちきはい) 市場休會中における相場の模様

浮足(うきあし) 浮動とも呼ぶ、ともに亂調

子の緩慢なるものをいふ

賣抜け(うりぬけ) 買玉を目立たぬやう手仕舞すること

生れ値(うまれね) 發會における先限の最初の値段

賣盡(うりつなぐ) 現品を持つてゐるか限月の近いものを買建てのある場合期限の長いものへ賣建てをなすこと

満期(うすざや) ある年月と他の限月の値開きが僅少なること、または甲地と乙地の市場における同一物件の値開きが僅少なることをいふ

賣建(うりだて) 安見込みをもつて賣物を出し商内の出来たもの即ち賣建となる  
賣埋め(うりうめ) 買建となつてゐるものを賣つて手仕舞すること即ち轉賣である  
賣餘す(うりあます) 買方だつたものが賣方

(ウー)

に廻ることとてドテンと同じやうなものであるが、普通從來の見込を放棄してその反対の見込を立てた場合で即ち投げ退いてしまつて新規に賣方となることをいひ賣越し又は投餘しともいはれてゐる  
打歩(うちぶ) プレミアム即ち有價證券の時價が拂込額を超した場合、拂込額と時價の差額をいふ (本欄プレミアムの項参照)

乗替へ(のりかへ) 期限の短いものから期限の長いものに建玉を移すことをいひ共に轉賣買戻と新規買買が同時に行はれる、これを順乗替へといひまた期限の長いものから



(ノーマ)

短期限のものに建玉を移すことを逆乗替といふ

納會(なうくわい) 當限の最終立會またはその月における最終立會のことである

香屋(のみや) 客先の委託玉を取引所で賣買せず自分が相手になつて行く取引員をいふ、香屋の反對に切手屋といふのがありこれは僅少の委託をうけても几帳面に一々取引所で賣買する取引員をいふ

伸びる(のびる) 相場のやゝ上運んだ場合に用ふ

食會(くひあひ) 取組に等し

庫入物(くらいれもの) 正米市場の常用語で廻著米が右から左に捌けず荷主が買主のあるまで庫に入れておくか損失を來たして値の出るまで賣るのを見合せて倉に入れられるものをいふ。

ヤリ 賣りと同意

安材料(やすざいれう) 相場を下落せしむる材料

曲る(まがる) 賣れば上り、買へば下がり悉く見當違ひのことを曲るといふ

ひ關西では煎れといふ

振り落し(ふりおとし) 追従賣方または買方を一掃する舉に出づること

物色(ぶつしよく) 選擇して有望なものを買ふのが物色買ひ、反對に割高のもの又は將來安い見込みの確かなものを賣るのが物色賣り

呼吸押(こきふおし) 高値に富む相場が

呼吸戻(こきふもどし) ちやよつと下押し

た場合が呼吸押、安値に富む相場が僅かに上向した場合が呼吸戻し

屢入れ(こしいれ) 深い浅いの差があり深い

増證據金(まししようこきん) 商品取引所で

は當限納會數日前に定例として證據金が增加される、また何れの市場でも波瀾が大き

いと見れば臨時に證據金を増額するのでこれを増證據金といふ

現品提供(げんびんていきよう) 受渡期限前に約定品を取引所に提出すること(後段の

先日付手紙参照)

限月(げんげつ) 上場物件受渡期間

踏み(ふみ) 煎れに同じ、關東では踏みとい

(ノーマ)



のは熱心筋、浅い方はあまり熱心でない方  
小揃ひ(こすくひ) 單に揃ふともいふ、小利  
取りのことであり、波瀾値巾の僅少なる場  
合を小揃時代ともいふ

公定相場(こうていさうば) 取引所の建値賣

買成立値段はすべて公定相場である

小口連(こぐちれん) 通稱マバラである、大

手とは反對に常に小量の賣買より行はれぬ

もの

小競合(こせりあひ) マバラのみの商内に限

られた場合の形容詞である

後場(ごば) 取引所における午後の立會のこ

と

好材料(かうざいれう) 相場を上げる材料で

高材料ともいふ

込み(こみ) 米に使はれる等級不等のものを  
寄せ集めて百石なり百五十石なりの纏まつ  
た數量にすることと三等四等の纏まりもの  
ならば三四等込みといふ

小口落し(こぐちおとし) 取引所で建玉決済  
の簡便方法として新規賣買たると轉賣買戻  
したるを問はず、同一店の同一物件の賣買  
はすべて相殺して賣買何れかの超過分だけ  
を現存しておく方法である

テ

(手仕舞(てじまひ)  
手詰め(てづめ))

買建のあるものは賣つ  
て帳消とする、賣建の

あるものは買埋めて取引の決了をはかる行

爲をいふ

出来高(できだか) 取引所における商内高、

新規商内も轉賣買戻も含まれてゐる

轉賣(てんばい) 買建を賣埋める即ち手仕舞

をする行爲の名稱

天災期(てんさいき) 米に普通用ひる五、六、

七、八、九、十、十一月はじめまでをいふ

五、六月は前天災、七、八、九月は本天災

十月から收穫の終る間際までを後天災とい

ふ、曆にある梅雨、土用、二百十日、二百

廿日、白露、八朔等の厄日揃ひで順氣の推

移が稻の作柄に甚大の影響があるのでかう

呼ばれて來たものであらう

天井(てんじやう) 相場の最高値をいふ

ア

煽る(あふる) 僅かの買物でなるべく高い値

をつけようとする行動

當り屋(あたりや) 賣り買をする毎に利益を

をさめる果報者をいふ、これを手が合ふと

も呼んでゐる

灰汁被(あくぬけ) 潜在せる悪材料の一掃さ

れること、この場合の悪材料は主觀的のも

ので、賣方買方各自の立場にとつての悪材

料をいひ、敢へて相場を騰落せしむる他

動的のものは省かれてゐる、即ち小口買方

が投げ盡して相場が高くなれば残りの買方



(アーサ)

にとつての灰汁抜けてあり、マバラ賣方が煎れ退いて相場が安くなれば残存賣方から見て灰汁が抜けたといはれるわけである  
足を出す(あしをだす) 客先たると取引員たるを問はず、賣買の決済尻が損勘定となつてその損失補填が出来ぬ場合をいひ穴をあけたともいふ

歩み(あゆみ) 上下共に相場の歩調をいふ  
有ガスレ(ありがすれ) 米、株、または何れの商品たるを問はず一時的品薄を來たすと

青田裏め(あをたほめ) 苗代より本田へ移植後の稻の發育状態が良好なるところから早くも豊作を豫想する人氣

足取り(あしどり) 相場の運路、歩みと同じもの

(秋上げ(あきあげ) 稻作不良から秋になつて米價の高くなるのが秋落ち(あきおち)

秋上げ、豊作で安くなるのが秋落ちてある  
相對賣買(あひたいばい) 賣手買手各一人にて取引契約を結ぶ方法で賣買數量が必ず同一であるべきである、現物の取引は悉く相對賣買で廣義に解釋すれば煙草を一つ買ふのも相對賣買である

サ

先限(さききり) 賣買物件の受渡期日が最も長きものといふ

鞘(さや) 一口にいへば値開きのことである  
當限と中限の値開きを當中の鞘といひその期間の金利を見てなほ當限を買つて中限に賣緊ぐといふ風な商内を鞘取商内といふ

先日付手形(さきひづけてがた) 一名現提手形といふ現在では株式にのみ利用されてゐる、賣方が受渡期日の到來前に取引所に現品を提出せば取引所はこれに對し受渡期日期限の約束手形を交付する、この手形を先日付手形とよぶ、また受方から期限前にこの渡方の提供せる現品の引渡しを取引所に申込みこれを引受けてその代金を拂込むことを特別現金提供と呼んでゐる(本欄早受渡の項参照)

指値(さしね) 賣買共に値を指定しておきその値で商内する註文をいふ

キ

客筋し(きやくころし) 最近は大部少なくなつて來てゐるが、委託者が賣りに偏するか買りに傾いた場合は營業者が暗々裡に申告せて客筋にとつて不利益なる相場を出現させること

氣崩れ(きくづれ) 別段これといふ安材料もないのに相場が無難作に安くなること

玉倒し(ぎよくたふし) 一時に大量の取引をなして相手方を壓迫することをいふ

玉(ぎよく) 賣り又は買ひ商内の成立したも

(サーキ)



の即ち玉である

切る(きる) 客方損勘定の場合取引員において處分することをいふ

氣配(きはい) 市場における人氣の趨向とていふのが適切であらう

エ

行き過ぎ(ゆきすぎ) 相場が單なる人氣作用によつて實勢以上に高くなり、又は安くなることをいふ

緩む(ゆるむ) 相場のやゝ低落したる場合に使ふ

メ

新甯(しんぼ) 發會の立會に生れる先限をいふ

仕掛(しかけ) 賣建又は買建をなすこと相場の動かぬため一向利にならぬやうなことを仕掛損といふ

品攻(しなせめ) 一見して賣買兩方に使はれるやうに思はれるが實際は賣方に渡物の準備なきを狙つて受けることを強要する態度に出ること

ヒ

拾ひ買ひ(ひろひかひ) 割安物を狙つて買ふこと

引値(ひけぬ) 午前午後各最終の立會にお

(シーセ)

目先(めさき) 目前のホンの二三日のこと、

この間で利を得ようとして賣買する輩を目先師といふ、甚だしいのになるとけふ買つたり買つたりして儲けようとするのさへあるがこの連中には日ばかり師の別名もある

ミ

見送り(みおくり) 賣買共に手出しせぬこと  
見直す(みなほす) 立ち直り本直りのやゝ意味の弱いもの

ジ

仕手(して) すべて取引所において賣買するもの

る値段

引値(ひけあと) 引け以後をいふ

モ

戻り賣り(もどりうり) まだ安い相場が一時上向いた場合に賣るのが戻り賣り、安値を追はずにこの戻りを待つのが戻り待ち  
保合、持合(もちあひ) 共に字義通り相場の動かないこと

セ

前場(ぜんば) 午前中の立合  
潮切る(せきる) これ以上安くすまひとして必死に防戦買をなすこと



(不許複製)

昭和十五年十二月二十日印刷  
昭和十五年十二月廿五日發行

# 新經濟

(新聞經濟語解說)

定價壹圓貳拾錢

編輯兼  
發行印刷人  
相馬基

印刷所  
東京市麹町區有樂町一丁目十一番地  
東京日日新聞社

發行所  
東京市麹町區有樂町一丁目十一番地  
東京日日新聞社

大阪市北區堂島上三丁目三十六番地  
大阪毎日新聞社

共同印刷株式會社



797
482



